

尼崎市地域福祉の推進に関する協定書（案）

（目的）

第1条 この協定は、尼崎市（以下「甲」という。）と株式会社東急コミュニティー（以下「乙」という。）が相互の連携を強化することで、地域の様々な福祉課題に迅速かつ適切に対応し、地域福祉を推進することを目的とする。

（連携の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる内容について連携し協力する。

- 一 見守りに関すること
- 二 地域福祉活動の推進に関すること
- 三 災害時支援に関すること
- 四 その他地域福祉の推進に関すること

2 前項の内容を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲、乙合意のうえ決定する。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、この協定の内容の実施に当たり知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定が解除された後も、同様とする。

（優先条項）

第4条 この協定書と異なる内容の契約等（以下「個別契約」という。）の締結がなされた場合、当該個別契約の内容がこの協定書に優先して適用される。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項及び疑義等が生じた場合は、その都度、甲、乙協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲、乙協議のうえ変更を行う。

（期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに、甲または乙から書面により異議の申出がないときは、その期間は、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市長 松本 真

乙 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号
世田谷ビジネススクエア タワー
株式会社東急コミュニティー
マンション事業本部 公共住宅事業部
事業部長 中川 達二